

平成 29 年度第 1 回神奈川県障害者差別解消支援地域協議会の概要

開 催 日 時	平成 29 年 11 月 10 日（金曜日）10 時から 11 時 30 分
開 催 場 所	横浜情報文化センター 7 階大会議室
出 席 委 員	◎鈴木会長、○高山副会長、河原委員、相馬委員、肥土委員、井上（初）委員、坂井委員、戸高委員、内田委員、太田委員、田中委員、内田（武）委員、堀川委員、内嶋委員、市野澤委員
結 果 概 要	<p>【議題】</p> <p>1 障がい者週間の取組みについて</p> <p>○ 事務局から、障がい者週間における取組みについて説明後、協議を行った。</p> <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12 月 3 日の障がい者差別解消フォーラムについて、学生が参加される予定とのことだがどういう方法で周知するのか。 (事務局) 障がい者週間のちらしを作成し、様々な場所で配布を予定している。例えば、障がい者差別解消フォーラムで、高校生、大学生に登壇していただくので、学校への周知を予定している。 ・ 障がい者差別解消フォーラムの 3 部のパネルディスカッションの中で、障がい当事者、施設関係者と書いてあるが、具体的にどんな方が参加されるのか。 (事務局) 障がい当事者のパネリストは、第 2 部で音楽演奏をしていただく各務大二朗（PEIGY）さん、障害施設関係者は県自立支援協議会委員の星谷会の安藤浩己理事長さん、民間企業で障がい者雇用を積極的に進めている、大協製作所の栗原敏郎会長さんにも登壇いただく。県立保健福祉大学の学生や県立高校生にもお願いをしている。 ・ 障害福祉サービス事業所等の製品の販売について、もっといろんな方が買いに行くような場所でやる必要がある。例えば、関内駅、横浜駅等でやることを考えた方がいい。 (事務局) 障がい者週間の中では、この 2 日間で販売を行うが、それ以外でも機会があれば、事業所に販売いただく場をご用意している。 また、この障害福祉サービス事業所の製品販売については、10 月に企画をしていた「みんなあつまれ 2017」でも障害福祉サービス事業所の方の出店プロジェクトを企画していたが、台風の影響

響で2日のうち1日を中止とした。そういう事業所にもこの販売に参加していただく。

また、障がい者差別解消フォーラムのフロアでも合わせて販売を企画している。引き続きどういった取組みができるのか、考えていきたい。

- ・ 心のバリアフリー推進員養成研修について、この養成の中身と
その方々の活躍する場がどんな形になっているのか。

(事務局)

心のバリアフリー推進員養成研修は、今年度からの新規事業。従来、民間企業の方に対して、従業員向けの障がい者理解の研修の講師派遣を実施していた。この心のバリアフリー推進員については、従来の取組みを継続しながら、民間企業の中で障がい者に対する様々な取組みの中心的な役割を担っていただく方を心のバリアフリー推進員と名付け、養成する研修である。

公共交通機関、百貨店、飲食店など、接客することが多い職場や企業に呼びかけており、今年度は2回開催しているが、百貨店や車のディーラー、ビルメンテナンス、ホテルといった企業にご参加いただいた。

【情報提供】

- 1 障がいのある方への差別解消に関する事例集の活用について
- 2 障害者に関する世論調査（内閣府調査、県民ニーズ調査結果）について
- 3 障害者理解促進研修コーディネート事業について
- 4 心のバリアフリー推進員養成研修事業について
- 5 ヘルプマークについて
- 6 バギー型の子ども用車いすについて
- 7 オストメイト社会参加推進事業について
- 8 「みんなあつまれ2017」の開催について
- 9 「黒岩知事との“対話の広場” Live 神奈川」の開催について

- 事務局から、一括して説明後、質疑を行った。

<障がいのある方への差別解消に関する事例集の活用について>

- ・ 表紙のポスターの絵について、視覚障がい者の介助の仕方が間違っていると思うので、事例集を作り変える時に対応してほしい。

(事務局)

表紙については、昨年度の協議会でもご指摘いただいたが、小学生の方がポスターを描いた時に、このような絵で描いたという

点は、実際に小学生の方は支援の仕方は分からないので、このポスターの表現になっていると思う。事例集の2ページに正しい絵が入っていて、照らし合わせるとこちらが正しいと分かるようになっていて、今後、事務局や協議会の場でご意見をいただきながら、検討したい。

- ・ 市町村が障がい者の「害」の字をひらがなに変えているが、事例集も「害」の字をひらがなに変えることはどういう意味があるのか。

(事務局)

障害の「害」の字の漢字は様々で、現在、法律では、すべて漢字の「害」が使用されている。それぞれ、賛否があり、全員の納得を得る結論は出ていない。国でも平成22年に検討チームを作り、いろんなアイデアについて、検討しているようだが、それぞれ長所、短所があることからまとまっていない。本県では、漢字の「害」では不快に思われる方が多いだろうということで、そこはより良い言葉として、ひらがなの「がい」を使用したい。ただ、国の法律・条文等を引く場合には、漢字の「害」を引用せざるを得ない

<障害者理解促進研修コーディネート事業、心のバリアフリー推進員養成研修事業について>

- ・ 平成30年から、精神障がい者も雇用について拡大されるが、雇用の部分は労働行政とのタイアップはどのように考えているのか。

(事務局)

平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がいの方が入ってくるとのこと、障害福祉課と雇用対策課で連携して話を進めている。雇用対策課で、障害者雇用促進センターというところがあり、そちらで企業への障がい者雇用の働きかけや、障がい者理解についての出前講座をやっている。心のバリアフリー推進員を置いていただいて、さらに従業員への理解を進めていただくというのであれば、こちらの研修コーディネート事業を使っていたいく。

- ・ 「心のバリアフリー」という言葉に違和感がある。どういう意味なのかを取りにくいことがあり、ハード面のバリアフリーはわかるが、心のバリアフリーはその人の内面のことなので、分かりづらい。研修内容は、商業施設での接客の基本や特定場面においた合理的配慮が書いてあるので、接客の時に障がいがあるからといって差別をしない、ということだと思うが、何か「心」というところに私はひっかかる。

(事務局)

心のバリアフリーについて、ご意見として受け止める。ともに生きる社会かながわ憲章の中でも、「あらゆる壁、いかなる偏見、差別も排除します」ということで、心の壁というような意識で名付けている。

<ヘルプマークについて>

- ・ 各市町村の窓口で配布しているが、配布後の追跡調査はやらないのか。電車でヘルプマークをほとんど見かけない。配付して受け取ったが使用しにくいのか、ヘルプマークをつけることに抵抗があるのか。追跡調査をして今後役に立ててほしい。

(事務局)

2万個作成し1万個あまり配付した。現在、市町村で配布する際は、障害者手帳を見せてもらう事はしていない。内部障がいの方や義足や妊娠初期の方など外見では分らない方もいらっしゃるため、特段、確認や氏名の調査は行わずに配付している。周知方法は、ホームページへの掲載、ポスター、ステッカーの作成。また、今年8月のハイスクール議会で高校生からヘルプマークは知らないというご意見をいただいた。そこで改めて高校生にも周知を行った。交通機関での周知が当面、一番大事であると思っている。11月6日に実施された、鉄道事業者が集まる連絡会に東京都と共に神奈川県も出席し、働きかけを行い、各社からは前向きに普及の協力をしたとのことだった。現在のところは、都営の地下鉄では優先席付近にステッカーを貼っていて、京浜急行に乗り入れている都営の車両にステッカーがあるのは確認している。そういった形で啓発していく。

二点目は、ヘルプマークが今年の7月にJIS、日本工業規格の案内用図記号に位置づけられた。これから全国的に認知が進んでいくと思われる。

現在は、著作権を持つ東京都が作成したガイドラインで事細かく仕様が決まっており、JIS化によって弾力化して使用しやすくなることを我々は期待している。材質、硬さも細かく決まっているため、そこも緩和されると作成の単価も下がり、普及しやすくなる。

<その他について>

- ・ 障がい者の差別解消における個別具体的な取組みは進んできているだろうと思う。具体的な取組みは時間を経るたびに充実していると思う。例えば、心のバリアフリー推進員養成研修について、障がいのあるお客様が来たらどう対応するか、というところがすごく伝わる。しかし、障がいのない市民が、正直、マニュアルを覚える必要があるため面倒だと考えてしまうと、何のために障害者差別解消法

定めたのかというのが、違うベクトルになってしまう。高山副会長が、障がい者差別解消フォーラムのシンポジウムでお話されると思うが、障がいがある方、ない方が人としてなぜ存在しているのだろうと、他者と自分がどうして存在しているのか、そこに言及をしていかないと、結局のところ障がいがない市民からの理解は得られず、一生懸命にマニュアルを作成しても、ただひたすら覚えるだけになる。事例集もどんどん分厚くなっていく。私が障がい者差別や虐待防止の研修をする時は、いきなり虐待とは何か、合理的配慮とは何かから入るわけではなく、どうして自分たちはこんな事をしなければならないのか、という点から考えようとしている。本当の法律の趣旨、この法律の元になった「障害者権利条約」において、その当事者たちが声を上げて作って欲しいと言った時の心の叫びの中身は何かということはいつも忘れず、最後は哲学的なテーマに向かっていってほしいと思う。

もう一つ、テクニカルな問題ですが、今日いただいた取組みは、こちらが企画して、来てもらう企画が多い。来るお客さんはみんな良く内容が分かっている。今更来なくてもいい方ばかりになってしまう。それは当たり前で、関心がある人しかこういった企画は来ない。私は、差別というのはしないのが一番いいと思うが、差別をする人達は、障がい者のことが一応、目に入っている。ところが、無関心な人達が一番問題である。そもそも無関心な人達には障がい者が目に入っていない。そういう人達にいくらこのメッセージを聞くように話しても、アウトリーチしない限りは聞いてくれない。無関心な人達の中でも、実は知らなかった、聞く機会がなかったという人がたくさんいると思われるので、そういう人達の目を覚まし、知ってもらうための取組みを、これまでの施策を実現されたのであれば、これからはそういった工夫も必要なのではないかと思う。

- ・ 障がい者差別に関する相談窓口について、できるだけ早く FAX を入れていただきたい。最近のろう者の中には、FAX を持っていない方や、いつもメールのみで連絡を行っているろう者も増えてきているので、メール機能の相談受付も作っていただきたい。できるだけ障害福祉課の中に毎日、手話通訳者を配置していただけるように、手話通訳者とろう者がテレビ電話やタブレットを通じて直接、手話で会話ができるような仕組みを作っていただきたいと思う。

- ・ 内閣府の世論調査の概要で、差別解消法は 77.2%が知らないと言っている。もっと重要なことは、障害者権利条約を知らないという人が 77.9%いるということである。条約になっているにも関わらず、子供たちに誰が、どこで、どのようにして内容を教えているのかというのが全く見えない。義務教育の中でこういう事を、

	教育的というより理念的考え方をきちんと伝えていくということが必要である。教育委員会でしっかりと取り上げてもらう流れを作っていたきたい。
問合わせ先	保健福祉局福祉部障害福祉課 調整グループ 比留間 電話 045-210-4703